

平成十七年法律第五十号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

三

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 第一編 総則 | 第一章 通則（第一条・第二条） |
| 第二章 刑事施設 | 第三章 留置施設（第十四条—第二十四条） |
| 第四章 海上保安留置施設（第二十五条—第二十九条） | 第二章 刑事施設における被収容者の処遇 |
| 第一編 被収容者等の処遇 | 第一章 処遇の原則（第三十条—第三十二条） |
| 第一章 処遇の原則 | 第二節 収容の開始（第三十三条・第三十四条） |
| 第二節 収容の開始 | 第三節 処遇の態様（第三十五条—第三十七条） |
| 第三節 処遇の態様 | 第四節 起居動作の時間帯等（第三十八条—第三十九条） |
| 第四節 起居動作の時間帯等 | 第五節 物品の貸与等及び自弁（第四十条—第四十三条） |
| 第五節 物品の貸与等及び自弁 | 第六節 金品の取扱い（第四十四条—第五十五条） |
| 第六節 金品の取扱い | 第七節 保健衛生及び医療（第五十六条—第六十条） |
| 第七節 保健衛生及び医療 | 第八節 宗教上の行為等（第六十七条・第六十八条） |
| 第八節 宗教上の行為等 | 第九節 書籍等の閲覧（第六十九条—第七十二条） |
| 第九節 書籍等の閲覧 | 第十節 規律及び秩序の維持（第七十三条—第八十三条） |
| 第十節 規律及び秩序の維持 | 第一款 通則（第八十四条—第九十二条） |
| 第一款 通則 | 第二款 作業（第九十三条—第一百二条） |
| 第二款 作業 | 第三款 各種指導（第一百三条—第一百五十二条） |
| 第三款 各種指導 | 第四款 社会復帰支援等（第一百六条—第一百八十八条） |
| 第四款 社会復帰支援等 | 第五款 未決拘禁者としての地位を有する受刑者（第二百九条） |
| 第五款 未決拘禁者としての地位を有する受刑者 | 第一款 受刑者についての留意事項（第二百十一条） |
| 第一款 受刑者についての留意事項 | 第二款 面会 |

第一目 受刑者（第一百十一条—第一百十

第二目 未決拘禁者（第一百五条—第
四条）

- 第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者（第一百一十九条）

第四目 死刑確定者（第一百二十一条—第一百二十二条）

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者（第一百二十三条—第一百二十四条）

第六目 各種被收容者（第一百二十五条—第一百二十六条）

第三款 信書の発受

第一目 受刑者（第一百二十六条—第一百三十三条）

第二目 未決拘禁者（第一百三十四条—第一百三十六条）

第三目 未決拘禁者としての地位を有する受刑者（第一百三十七条—第一百三十八条）

第四目 死刑確定者（第一百三十九条—第一百四十一一条）

第五目 未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者（第一百四十二条—第一百四十五条）

第六目 各種被收容者（第一百四十三条—第一百四十四条）

第五款 電話等による通信（第一百四十六条—第一百四十七条）

第四款 被告人又は被疑者である被收容者の面会及び信書の発受（第一百八条）

第六款 外國語による面会等（第一百四十九条—第一百五十五条）

第十二節 賞罰（第一百四十九条—第一百五十九条）

第一款 番査の申請及び再審査の申請（第一百五十七条—第一百六十二条）

第二款 事実の申告（第一百六十三条—第一百六十五条）

第三款 苦情の申出（第一百六十六条—第一百六十八条）

第四款 雜則（第一百六十九条・第一百七十一条）

第十四節 稟放（第一百七十一條—第一百七十

第十五節 死亡（第一百七十六條・第一百七十
五條）

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| 第三章 留置施設における被留置者の処遇 | 死刑の執行（第二百七十八条・第一百七十九条） |
| 第一節 留置の開始（第二百八十三条） | 居候動作の時間帯等（第二百八十四条・第二百八十五条） |
| 第二節 処遇の様態等（第二百八十二条・第二百八十三条） | 物品の貸与等及び自弁（第二百八十六条・第二百九十条） |
| 第三節 起居動作の時間帯等（第二百八十四条・第二百八十五条） | 金品の取扱い（第二百九十二条・第二百九十八条） |
| 第四節 物品の貸与等及び自弁（第二百八十六条・第二百九十条） | 保健衛生及び医療（第二百九十九条・第二百四十四条） |
| 第五節 金品の取扱い（第二百九十二条・第二百九十八条） | 宗教上の行為（第二百五十五条） |
| 第六節 保健衛生及び医療（第二百九十九条・第二百四十四条） | 書籍等の閲覧（第二百六十三条・第二百九十五条） |
| 第七節 宗教上の行為（第二百五十五条） | 規律及び秩序の維持（第二百十一条・第二百五十五条） |
| 第八節 書籍等の閲覧（第二百六十三条・第二百九十五条） | 外部交通 |
| 第一款 面会（第二百十六条・第二百二十二条） | 第十節 外部交通 |
| 第二款 信書の発受（第二百二十二条・第二百二十七条） | |
| 第三款 外国語による面会等（第二百二十二条・第二百二十七条） | |
| 第十一節 不服申立て | |
| 第一款 審査の申請及び再審査の申請（第二百二十九条・第二百三十一条） | |
| 第二款 事実の申告（第二百三十二条・第二百三十三条） | |
| 第三款 苦情の申出（第二百三十三条・第二百三十五条） | |
| 第四款 雜則（第二百三十六条・第二百三十七条） | |
| 第十二節 釈放（第二百三十八条） | |
| 第十三節 死亡（第二百三十九条） | |
| 第十四節 法務大臣との協議（第二百四十条） | |

第四章 海上保安留置施設における海上保安

被留置者の処遇

- | | |
|------|--------------------------------|
| 第三節 | 起居動作の時間帯（第二百四十四条） |
| 第四節 | 物品の貸与等及び自弁（第二百四十五条） |
| 第五節 | 金品の取扱い（第二百四十六条） |
| 第六節 | 保健衛生及び医療（第二百五十四条） |
| 第七節 | 宗教上の行為（第二百五十七条） |
| 第八節 | 書籍等の閲覧（第二百五十八条） |
| 第九節 | 規律及び秩序の維持（第二百六十六条） |
| 第十節 | 外部交通（第二百六十四条） |
| 第一款 | 面会（第二百六十五条—第二百六十八条） |
| 第二款 | 信書の發受（第二百六十九条—第二百七十三条） |
| 第三款 | 外国语による面会等（第二百七十四条） |
| 第十一節 | 不服申立て |
| 第一款 | 審査の申請及び再審査の申請（第二百七十五条・第二百七十六条） |
| 第二款 | 事実の申告（第二百七十七条・第二百七十八条） |
| 第三款 | 苦情の申出（第二百七十九条—第二百八十二条） |
| 第四款 | 雜則（第二百八十二条・第二百八十三条） |
| 第十二節 | 釈放（第二百八十四条） |
| 第十三節 | 死亡（第二百八十五条） |
| 第三編 | 補則（第二百八十九条） |
| 第一章 | 代替収容の場合における刑事訴訟法等の適用（第二百八十六条） |
| 第二章 | 労役場及び監置場（第二百八十七条） |
| 第三章 | 司法警察職員（第二百九十条） |
| 第四章 | 条約の効力（第二百九十二条） |
| 第五章 | 罰則（第二百九十二条・第二百九十三条） |

2 庁、道府県警察本部又は方面本部（第二十条において「警察本部」という。）に置かれる留置施設にあっては警視以上の階級にある警察官のうちから警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）が指名する者とし、警察署に置かれる留置施設については警察署長とする。

3 留置施設に係る留置業務に従事する警察官（以下「留置担当官」という。）には、被留置者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被留置者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

4 留置担当官は、その留置施設に留置される被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。

（被留置者の分離）

第十七条 被留置者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。

一 性別

二 受刑者としての地位を有する者か否かの別

3 前項の規定にかかわらず、留置施設の規律及び秩序の維持その他の管理運営上必要がある場合において、被留置者の処遇上支障を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第二号に掲げる別による分離をしないことができる。

（実地監査）

第十八条 警察本部長は、都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）の定めるところにより、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各留置施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。

（巡察）

第十九条 警察本部長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の齊一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

2 1 留置施設視察委員会

（組織等）

第二十一条 委員会の委員（以下この条及び次条第二項において「委員」という。）は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員又は委員であった者は、職務に関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参考するものとする。（委員会に対する情報の提供及び委員の視察等）

第二十二条 留置業務管理者は、留置施設の運営の状況（第一百九十条第一項又は第二百八条第一項の規定による措置に関する事項を含む。）について、公安委員会の定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報報を提供するものとする。

2 委員会は、留置施設の運営の状況を把握するため、委員による留置施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、委員による被留置者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 留置業務管理者は、前項の視察及び被留置との面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第二百二十二条の規定にかかわらず、被留置者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。
（委員会の意見等の公表）

第二十三条 警察本部長は、毎年、委員会が留置業務管理者に対し述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
（刑事施設に関する規定の準用）

第二十四条 第六条、第十一條及び第十二条の規定は、留置施設について準用する。この場合において、第六条及び第十二条中「刑事施設の長」とあるのは、「留置業務管理者」と読み替えるものとする。

(海上保安留置施設)

第四章 海上保安留置施設

第二十五条 管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に、海上保安留置施設を設置する。

2 海上保安留置施設は、次に掲げる者を留置し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。ただし、海上保安庁の船舶に置かれる海上保安留置施設には、やむを得ない事由によつて、管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所に置かれる海上保安留置施設に速やかに留置することができない場合に限り、留置することができる。

一 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び刑事訴訟法の規定により、海上保安官又は海上保安官補が逮捕する者又は受け取る者を逮捕された者であつて、留置されるもの

二 前号に掲げる者のほか、法令の規定により海上保安留置施設に留置することができる」ととされる者

(海上保安留置業務管理者等)

第二十六条 海上保安留置施設に係る留置業務を管理する者（以下「海上保安留置業務管理者」という。）は、管区海上保安本部に置かれる海上保安留置施設にあつては管区海上保安本部長が指名する海上保安官とし、管区海上保安本部の事務所に置かれる海上保安留置施設にあつては当該事務所の長とし、海上保安庁の船舶に置かれる海上保安留置施設にあつては当該船舶の船長とする。

2 海上保安留置施設に係る留置業務に従事する海上保安官及び海上保安官補（以下「海上保安留置担当官」という。）には、海上保安被留置者の人権に関する理解を深めさせ、並びに海上保安被留置者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

3 海上保安留置担当官は、その海上保安留置施設に置かれてゐる海上保安被留置者に係る犯罪の検査に従事してはならない。
(海上保安被留置者の分離)

第二十七条 海上保安被留置者は、性別に従い、互いに分離するものとする。

(実地監査)

第二十八条 海上保安庁長官は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を任命する。

(刑事施設に関する規定の準用)
第二十九条 第六条、第十一条及び第十二条の規定は、海上保安留置施設について準用する。この場合において、第六条及び第十二条中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と読み替えるものとする。

第二編 被収容者等の処遇

第一章 処遇の原則

(受刑者の処遇の原則)

第三十条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。
(未決拘禁者の処遇の原則)

第三十一条 未決拘禁者の処遇に当たっては、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意しなければならない。

(死刑確定者の処遇の原則)

第三十二条 死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようすることに留意するものとする。

2 死刑確定者に対しては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。

第二章 刑事施設における被収容者の処遇

第一節 収容の開始

(収容開始時の告知)

第三十三条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。

一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項

二 第四十八条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項

三 保健衛生及び医療に関する事項
事項

五 書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。以下同じ。）の閲覧に関する事項	六 第七十四条第一項に規定する遵守事項	七 面会及び信書の発受に関する事項	八 懲罰に関する事項
九 審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政手続及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項	十 第一百六十三条第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項	十一 苦情の申出に関する事項	十二 前項の規定による告知は、法務省令で定める
十三 前項により、書面で行う。（識別のための身体検査）	十四 刑務官は、被収容者について、その刑事施設における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができます。その後必要が生じたときも、同様とする。	十五 女子の被収容者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官がこれを行わなければならない。ただし、女子の刑務官がその検査を行うことができない場合には、男子の刑務官が刑事施設の長の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。	十六 第三十四条 刑務官は、被収容者について、その刑事施設における収容の開始に際し、その者の識別のため必要な限度で、その身体を検査することができます。その後必要が生じたときも、同様とする。
十七 第三十五条 刑務官が刑事施設に収容されているものに限り、以下の章において同じ。）の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合における処遇を除く。次条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。（未決拘禁者の処遇の態様）	十八 第三十六条 刑務官が死刑確定者としての地位を有するものに限り、単独室とする。死刑確定者は、居室外においても、第三十二条第一項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。（死刑確定者の処遇の態様）	十九 第三十七条 刑務官が死刑確定者としての地位を有するものに限り、以下の章において同じ。）の処遇は、居室外において行うことが適当と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。（死刑確定者の処遇の態様）	二十 第三十八条 刑務官が死刑確定者としての地位を有するものに限り、以下の章において同じ。）の処遇は、居室外において行うことが適当と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。（死刑確定者の処遇の態様）

二 食事及び寝具	三 日用品・筆記具その他の物品	四 内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は嗜好品（酒類を除く。以下同じ。）を支給することができる。（各種被収容者の処遇の態様）	五 死刑確定者の居室は、単独室とする。
六 第三十九条 刑事施設の長は、被収容者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、余暇時間帯（余暇活動の援助等）	七 第四十一条 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、自弁のものを使用し、又は撰取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。	七 第四十二条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	六 第三十九条 刑事施設の長は、被収容者としての地位に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。（死刑確定者の処遇の態様）
八 第四十一条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。（金品の取扱い）	九 第四十三条 刑事施設の職員は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	十 第四十四条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。（金品の取扱い）	九 第四十四条 刑事施設の職員は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の取扱い）
十 第四十五条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	十一 第四十五条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	十一 第四十五条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	十 第四十五条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）
十一 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十二 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十二 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十一 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。

一 衣類及び寝具	二 食事及び湯茶	三 日用品・筆記具その他の物品	四 内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は嗜好品（酒類を除く。以下同じ。）を支給することができる。（各種被収容者の処遇の態様）
五 死刑確定者の居室は、単独室とする。	六 第三十九条 刑事施設の長は、被収容者としての地位に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。（死刑確定者の処遇の態様）	七 第四十一条 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、自弁のものを使用し、又は撰取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。（金品の検査）	八 第四十二条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）
九 第四十三条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。（金品の取扱い）	十 第四十四条 刑事施設の職員は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の取扱い）	十一 第四十五条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	十二 第四十六条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）
十二 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十三 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十四 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十五 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。

一 衣類及び寝具	二 食事及び湯茶	三 日用品・筆記具その他の物品	四 内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給することができる。（各種被収容者の処遇の態様）
五 死刑確定者の居室は、単独室とする。	六 第三十九条 刑事施設の長は、被収容者としての地位に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。（死刑確定者の処遇の態様）	七 第四十一条 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）について、自弁のものを使用し、又は撰取したい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、これを許すことができる。（金品の検査）	八 第四十二条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）
九 第四十三条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。（金品の取扱い）	十 第四十四条 刑事施設の職員は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の取扱い）	十一 第四十五条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）	十二 第四十六条 刑事施設の長は、前条第一号又は第二号に掲げる現金及び物品を除く。次号において同じ。）であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの（金品の検査）
十二 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十三 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十四 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。	十五 第四十六条 刑事施設の長は、第四十四条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品を持参し、又は送付した者（以下「差入人」という。）に對し、その引取りを求めるものとする。
一 衣類及び寝具	二 食事及び湯茶	三 日用品・筆記具その他の物品	四 内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（第四十二条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給することができる。（各種被収容者の処遇の態様）

一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。	二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。	三 被収容者が未決拘禁者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。	四 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。
2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができるものある場合は、その閲覧を禁止する。	2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができるものある場合は、その閲覧を禁止する。	2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができるものある場合は、その閲覧を禁止する。	二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をしたし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
第三十九条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項（以下この章において「遵守事項」といいう）を定める。	第三十九条 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項（以下この章において「遵守事項」といいう）を定める。	三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。	三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。
2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。	2 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。	四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。	四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。
一 犯罪行為をしてはならないこと。	一 犯罪行為をしてはならないこと。	五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。	五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。
(新聞紙に関する制限)	(新聞紙に関する制限)	六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。	六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。
第七十一条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができるとする新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。	第七十一条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができるとする新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。	七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。	七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。
(時事の報道に接する機会の付与等)	(時事の報道に接する機会の付与等)	八 金品について、不正な使用、所持、授受その他他の行為をしてはならないこと。	八 金品について、不正な使用、所持、授受その他他の行為をしてはならないこと。
第七十二条 刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならない。	第七十二条 刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるよう努めなければならない。	九 正当な理由なく、第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第一百三条若しくは第一百四条に規定する指導を拒んではならないこと。	九 正当な理由なく、第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第一百三条若しくは第一百四条に規定する指導を拒んではならないこと。
2 刑事施設の長は、第三十九条第二項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。	2 刑事施設の長は、第三十九条第二項の規定による援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。	十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項	十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項
(第九節 規律及び秩序の維持)	(第九節 規律及び秩序の維持)	十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第百六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。	十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第九十六条第四項（第百六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。
(刑事施設の規律及び秩序)	(刑事施設の規律及び秩序)	一二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。	一二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。
第七十三条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならぬ。	第七十三条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならぬ。	二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。	二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。
2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。	2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。	三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。	三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。
(身体の検査等)	(身体の検査等)	四 刑務官は、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を拘束衣と同時に使用することはできない。	四 刑務官は、拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、拘束衣と同時に使用することはできない。
第七十五条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に對し、その生活及び行動について指示することができる。	第七十五条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に對し、その生活及び行動について指示することができる。	五 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、拘束衣の使用の必要がなくなつたときは、直ちにその使用を中止させなければならない。	五 刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めると、拘束衣の使用の必要がなくなつたときは、直ちにその使用を中止させなければならない。
2 前項の規定によつて、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。	2 前項の規定によつて、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。	六 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。	六 被収容者に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。
(制止等の措置)	(制止等の措置)	7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。	7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。
第七十六条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の施設の職員の職務の執行を妨げてはならないこと。	第七十六条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の施設の職員の職務の執行を妨げてはならないこと。	四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。	四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
2 前項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。	2 前項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。	三 前二項の措置に必要な警備用具については、(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)	三 前二項の措置に必要な警備用具については、(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)
三 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。	三 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。	四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。	四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。
2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができる。	2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、被収容者にその費用を負担させることができる。	五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。	五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。
三 帯品を取り上げて一時保管することができる。	三 帯品を取り上げて一時保管することができる。	六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。	六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。
一 自身を傷つけるおそれがあるとき。	一 自身を傷つけるおそれがあるとき。	七 刑事施設内に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらを行ふことをまことにしようとするとき。	七 刑事施設内に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらを行ふことをまことにしようとするとき。
(保護室への収容)	(保護室への収容)	八 執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。	八 執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。
第七十七条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。	第七十七条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。	九 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。	九 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わざ、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その被収容者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

3 保謹室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。

4 保謹室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第八十条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。

2 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。

二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。

四 囚器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。

五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとしたし、又は他の被収容者の逃走を助けるとき。

(災害時の応急用務)

第八十二条 刑事施設の長は、地震、火災その他災害に際し、刑事施設内にある者の生命又は

3 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める場合に限り、刑事施設の長は、地殻、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法を用いることができる。

4 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条规定若しくは第三十七条规定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあつては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(収容のための連廻し)

第八十三条 刑務官は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める場合に限り、刑事施設の長は、地殻、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法を用いることができる。

4 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条规定若しくは第三十七条规定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあつては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(矯正処遇)

第八十四条 受刑者は、矯正処遇として、第九十三条に規定する作業を行わせ、並びに第百三十三条及び第一百四条に規定する指導を行う。

2 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に基づいて行うものとする。

3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の年齢を考慮し、その資質及び環境の調査の結果に基づき、できる限り速やかに定めるものとし、矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定する作業並びに第百三十三条及び第一百四条に規定する指導ごとの内容及び方法ができる限り具体的に記載するものとする。

4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参考して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年

3 刑務官は、被収容者を護送することができないときは、刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法を用いることができる。

4 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条规定若しくは第三十七条规定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。

一 刑務官において他に被収容者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。

二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあつては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。

(矯正処遇)

第八十五条 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等(受刑者が刑を言い渡される理由となつた犯罪により害を被つた者(以下この項において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この節において同じ。)の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見(以下この節において「心情等」という。)を述べたい旨の申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

(刑執行開始時及び釈放前の指導等)

第八十六条 受刑者には、矯正処遇を行うほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める指導を行ふ。

1 受刑者の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関する指導

刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日
(遺族等への給付)

第九十九条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合には、法務省令で定めるところにより、そ

の遺族等に対し、その時に釈放したとするならばその受刑者に支給すべき作業報奨金に相当する金額を支給するものとする。
(手当金)

第一百条 刑事施設の長は、受刑者が作業上死亡した場合(作業上負傷し、又は疾病にかかるところにより、その遺族等に対し、死亡手当金を支給するものとする)。

2 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかるところにより、その被収容者がその負傷又は疾病により死亡したとき(作業上負傷し、又は疾病にかかるところにより、その被収容者がその負傷又は疾病により死亡したときを含む。)には、法務省令で定めるとところにより、その被収容者が受刑者以外の被収容者となつた場合において、その被収容者が治ったときを含む)において、身体に障害が残つたときは、法務省令で定めるところにより、その者に障害手当金を支給するものとする。ただし、その者が故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかるときは、その全部又は一部を支給しないことができる。

3 前二項の規定により支給する手当金の額は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に基づく災害補償の額に関する基準に従い算出した金額とする。

4 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかる受刑者が釈放の時になお治つていなければ、その被収容者が釈放の時になお治つていないときを含む)において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められるときは、法務省令で定めるところにより、その者に特別手当金を支給するものとする。
(損害賠償との調整)

第一百一条 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、前条の手当金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

2 前項に規定する場合において、前条の手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由につき國家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは(国は、その価額の限度において同条の手当金の支給の義務を免れる)。

第一百二条 第百条の手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができる。

2 第百条の手当金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課してはならない。(手当金の支給を受ける権利の保護等)

第三款 各種指導

(改善指導)
第一百三条 刑事施設の長は、受刑者に對し、犯罪の責任を自覺させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たつては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。
一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員であること。

三 その他法務省令で定める事情

2 刑事施設の長は、第一項の指導を行つては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十五条第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、第一項の指導を行つては、被害者等の置かれている状況及び第八十五条第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十五条第三項の規定により、被害者等が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならない。

4 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならない。

会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができるものとする。

2 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

2 刑事施設の長は、前項に規定するもの及び時間に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。(社会復帰支援)

第四款 社会復帰支援等

第五款 外泊等に準用する費用

2 第九十六条第四項、第五項(第四号を除く。)及び第六項の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。

(刑期不算入)
第六条 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

一 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に居住することを助けること。
二 医療及び療養を受けること。
三 就業又は修学を助けること。

四 前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 前項の支援は、その効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、外泊に要する費用については、受刑者が負担することができる事由によって帰着することができなかつた場合は、この限りでない。

2 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、矯正処遇の実施状況、第八十五条第三項の規定により、被害者等が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

3 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、矯正処遇としてとあるのは「未決の者としての地位を損なわない限度で、かつ、その拘禁の期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」と、第九十条第三号中「第一百十一条」とあるのは「第一百九十九条において準用する第一百一条」とする。

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、矯正処遇としての地位を有する受刑者については、第八十七条から第八十九条まで、第九十六条、第一百六条第二項及び第一百六条の二から前条までの規定は、適用しない。

第六条の二 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。)、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した拘禁

刑受刑者が、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その内滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の「身上の重要な用務」を行い、更生保護に關係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行が六月以上ないし、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊する許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 刑事施設の長は、前項に規定するものほどの外泊する許すことができる。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 刑事施設の長は、前項に規定するもの及び時間に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。

第七款 受刑者の地位

2 第九十六条第四項、第五項(第四号を除く。)及び第六項の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。

(刑期不算入)
第八条 第百六条の二第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができる事由によって帰着することができなかつた場合は、この限りでない。

2 第百七条 前条第一項の規定による外出が、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつた場合には、その外泊の期間は、刑期に算入しない。ただし、自己の責めに帰することができない事由によって帰着することができなかつた場合は、この限りでない。

2 第八十八条 第百六条の二第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができる事由によって帰着することができなかつた場合は、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第五款 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

2 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、外泊に要する費用については、受刑者が負担することができる事由によって帰着することができなかつた場合は、この限りでない。

2 刑事施設の長は、第一項の支援を行つては、矯正処遇としてとあるのは「未決の者としての地位を損なわない限度で、かつ、その拘禁の期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」と、第九十条第三号中「第一百十一条」とあるのは「第一百九十九条において準用する第一百一条」とする。

2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、矯正処遇としての地位を有する受刑者については、第八十七条から第八十九条まで、第九十六条、第一百六条第二項及び第一百六条の二から前条までの規定は、適用しない。

第六节 外部交通

第一款 受刑者についての留意事項

第一款 受刑者についての留意事項

第五款 電話等による通信

(電話等による通信)

第一百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十九条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他の相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第百三十一条の規定は、前項の通信について準用する。
第一百四十七条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができることとする。第百三十三条第一項（第一号イを除く。）及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第六款 外国語による面会等

第三百四十八条 刑事施設の長は、被収容者又はその面会等（面会又は第百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。）の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

2 刑事施設の長は、被収容者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相當と認められる場合には、外国语による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させなければならない。第百四十九条 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法務省令は、次のとおりとする。

第十二節 賞罰

（褒賞）

第一百四十九条 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法務省令

で定めるところにより、賞金又は賞品の授与その他の方法により褒賞を行なうことができる。

一 人命を救助したとき。
二 第八十二条第一項に規定する応急の用務に服して、功労があつたとき。
三 前二号に掲げるもののほか、賞揚に値する行為をしたとき。

（懲罰の要件等）
第一百五十条 刑事施設の長は、被収容者が、遵守する特別遵守事項を遵守せず、又は第七十四条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科すことができる。

（懲罰の要件等）
第一百五十一条 刑事施設の長は、被収容者が、第二項において準用する場合を含む。に規定するべき行為（以下この節において「反則行為」という。）をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、輕重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後における被収容者の態度、受刑者にあつては懲罰がその者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

（懲罰の要件等）
第一百五十二条 刑事施設の長が指定する物品（刑罰を科すに当たっては、懲罰を科せられるべき行為（以下この節において「反則行為」という。）をした被収容者に施設の長が指定する物品を除く。）を使用し、又は携取すること。

（懲罰の要件等）
第一百五十三条 刑事施設の長は、被収容者若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。

（懲罰の要件等）
第一百五十四条 刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第一百五十条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならぬ。

（懲罰の要件等）
第一百五十五条 刑事施設の長は、被収容者に懲罰を科そうとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その被収容者に対し、弁解の機会を与えなければならない。この場合においては、その被収容者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時又は期限及び懲罰（第五十三条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。）の原因となる事實の要旨を通知するとともに、被収容者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

（懲罰の要件等）
第一百五十六条 刑事施設の長は、被収容者に懲罰を科すこととの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意

一 戒告
二 第四十二条の規定による自弁の物品の使用又は撰取の一部又は全部の十五日以内の停止
三 書籍等の閲覧の一部又は全部の三十日以内の閉居

（閉居罰の内容）
四 閉居罰
五 前項第二号及び第三号の懲罰は、併せて科す

（閉居罰の内容）
六 刑事施設の長は、前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。

（閉居罰の内容）
七 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
八 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
九 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十一 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十二 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十三 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十四 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十五 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十六 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十七 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十八 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十九 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
二十 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

四 前号に掲げる物の対価として得た物（反則行為の調査）

（反則行為の調査）
一 刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第一百五十条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

（反則行為の調査）
二 第四十二条の規定による自弁の物品の使用又は撰取の一部又は全部の十五日以内の停止
三 書籍等の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止
四 閉居罰
五 前項第二号及び第三号の懲罰は、併せて科す

（閉居罰の内容）
六 刑事施設の長は、前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。

（閉居罰の内容）
七 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
八 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
九 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十一 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十二 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十三 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十四 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十五 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十六 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十七 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十八 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十九 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

四 前号に掲げる物の対価として得た物

（反則行為の調査）

（反則行為の調査）
一 刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第一百五十条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

（反則行為の調査）
二 第四十二条の規定による自弁の物品の使用又は撰取の一部又は全部の十五日以内の停止
三 書籍等の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止
四 閉居罰
五 前項第二号及び第三号の懲罰は、併せて科す

（閉居罰の内容）
六 刑事施設の長は、前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、二週間に限り、その期間を延長することができる。

（閉居罰の内容）
七 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
八 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
九 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十一 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十二 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十三 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十四 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十五 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十六 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十七 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（閉居罰の内容）
十八 刑事施設の長は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

見及び被収容者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

(懲罰の執行)

刑事施設の長は、懲罰を科すとときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たっては、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならぬ。

第十三節 不服申立て

第一款 審査の申請及び再審査の申請

(審査の申請)

次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一 第四十二条第二項の規定による自弁の物品の使用又は携取を許さない処分

二 第四十九条の規定による領置されている現金の使用又は第五十条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

三 第六十三条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

四 第六十七条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

五 第七十一条第一項又は第七十二条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限

六 第七十条第二項の規定による費用を負担させれる処分

七 第七十六条第一項の規定による隔離

八 第九十八条第一項の規定による作業報奨金の支給に関する処分

九 第百条第二項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

十 第百条第四項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

十一 第百二十八条(第一百三十八条において準用する場合を含む。)の規定又は第一百二十九

条、第一百三十条第一項若しくは第一百三十三条(これらの規定を第二百三十六条(第二百四十五条において同じ。)、第一百三十八条、第一百四十一、第二百四十二条及び第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

十二 第百三十二条第五項前段(第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十二条、第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による発受禁止信書等の引渡しをしない処分(第二百三十二条第三項(第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十二条、第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による引渡しに係るるものに限る。)

十三 第百四十八条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

十四 第百五十条第一項の規定による懲罰

十五 第五百三十三条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十六 第五百四十四条の規定による隔離

十七 前項の規定による審査の申請(以下この節において単に「審査の申請」という。)は、これを行なう者が自らしなければならない。

(審査の申請期間)

第百五十八条 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

第百五十九条(行政不服審査法の準用)

二 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

三 刑事施設の長が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査の申請がされたときは、その審査の申請は、法定の期間内にされたものとみなす。

四 第六十二条第一項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による障害手当金の支給に関する処分

五 第九十八条第一項の規定による作業報奨金の支給に関する処分

六 第百条第二項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

七 第百条第四項(第八十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

八 第百二十八条(第一百三十八条において準用する場合を含む。)の規定又は第一百二十九

条、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(調査)

矯正管区の長は、前項の調査をするため必要とされるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの方者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行なえることができる。

(裁決)

矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2 矯正管区の長は、前項の規定による申告があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの方者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行なえることができる。

(裁決)

矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十五条第三項中「総務省令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものと/or、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

矯正管区の長は、前項の規定による申告があるときは、同項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にされなければならない。

(再審査の申請)

二 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用

(身体に対する違法な有形力の行使)

三 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にされなければならない。

(不當な保護室への収容)

二 違法又は不當な捕縛、手錠又は拘束衣の使用

(不當な保護室への収容)

三 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にされなければならない。

(違法又は不當な保護室への収容)

二 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にされなければならない。

(不當な保護室への収容)

二 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にされなければならない。

用する。この場合において、同法第二十五条第一項二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(矯正管区の長に対する事実の申告)

矯正管区の長は、前項の調査をするため必要とされるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの方者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行なえることができる。

(事実の申告)

矯正管区の長に対する事実の申告

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第二款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第三款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第四款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第五款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第六款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第七款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第八款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第九款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(第十款 事実の申告)

(矯正管区の長に対する事実の申告)

被収容者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

(識別のための身体検査)
第一百八十二条 留置担当官は、被留置者について、その留置施設における留置の開始に際し、その者の識別のために必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときは、同様とする。

- 2 女子の被留置者については前項の規定により検査を行う場合には、女子の留置担当官がこれを行わなければならない。ただし、女子の留置担当官がその検査を行うことができない場合には、男子の留置担当官が留置業務管理者の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

第二節 処遇の態様等

(処遇の態様) 第百八十二条 被留置者の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他内閣府令で定める場合における処遇を除く。）は、居室（被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として留置業務管理者が指定する室をいう。以下この条及び第二百十二条において同じ。）外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 2 未決拘禁者（留置施設に留置されているものに限る。以下この章において同じ。）は、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、居室において単独の留置を行なうことができる。

(起居動作の時間帯) 第百八十三条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを被留置者に告知するものとする。

(活動の援助) 第百八十五条 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、被留置者に対し、知的、教育的及び娛樂的活動その他の活動について、援助を与えるように努めなければならない。

第四節 物品の貸与等及び自弁

(物品の貸与等) 第百八十六条 被留置者には、次に掲げる物品（書籍等を除く。以下この節において同じ。）であつて、留置施設における日常生活に必要なもの（第百八十九条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は支給する。

- 2 一 衣類及び寝具
二 食事及び湯茶
三 日用品、筆記具その他の物品
被留置者には、前項に定めるもののほか、内閣府令で定めるところにより、必要に応じ、留置施設における日常生活に用いる物品（第百八十九条第一項各号に掲げる物品を除く。）を貸与し、又は嗜好品を支給することができる。

(自弁の物品の使用等) 第百八十七条 留置業務管理者は、被留置者が、次に掲げる物品（次条第一項各号に掲げる物品を除く。）について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合、第百九十条の規定により禁止される場合並びに被留置受刑者について改善更生に支障を生ずるおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、これを許すものとする。

- 2 一 衣類
二 食料品及び飲料
三 嗜好品
四 日用品、文房具その他の留置施設における日常生活に用いる物品（補正器具等の自弁等）

(留置施設における矯正処遇) 第百八十八条 被留置者は、次に掲げる物品については、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 2 一 眼鏡その他の補正器具
二 信書を発するのに必要な封筒その他の物品
三 その他内閣府令で定める物品

(物品の貸与等の基準) 第百八十九条 第百八十六条又は前条第二項の規定により貸与し、又は支給する物品は、被留置者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の

実情等を勘案し、被留置者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならぬ。

(留置業務管理者から支給された物品を除く) 第百九十条 留置業務管理者は、被留置者が次に掲げる行為（第二百八条第一項において「反則行為」という。）を行った場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、第百八十七条第三号に掲げる物品について、三日を超えない期間に限り、自弁のもの摂取を許さないことができる。

- 2 一 犯罪行為
二 他人に対する粗野若しくは乱暴な言動又は他人に対し迷惑を及ぼす行為
三 留置業務に従事する職員の職務の執行を妨げる行為
四 留置施設の安全を害するおそれのある行為
五 留置施設内の衛生を害する行為

2 第百五十条第二項及び第三項、第百五十三条、第百五十四条第一項から第三項まで、第百五十五条並びに第百五十六条第一項の規定は、留置業務管理者による被留置者に対する前項の措置について準用する。この場合において、第百五十条第二項中「刑事施設」とあるのは「留置施設」と、第百五十三条中「刑事施設の規律」とあるのは「留置施設の規律」と、「国庫」とあるのは「その留置施設の属する都道府県」と、第百五十四条第二項中「刑務官」とあるのは「留置担当官」と、同条第三項中「第三十四条第二項」とあるのは「第百八十二条第二項」と、第百五十五条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「刑事施設の職員」とあるのは「留置業務に従事する職員」と読み替えるものとする。

- 2 第一項の措置は、いやしくも都道府県警察がする捜査の目的のためにこれを用いてはならない。

(第五節 金品の取扱い) 第百九十二条 金品の取扱い

(金品の検査) 第百九十三条 留置業務に従事する職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

- 2 第百九十三条 留置業務管理者は、第百九一条第二項に掲げる現金又は物品以外のもの（差入人物の引取り等）を、第四十五条第二項の規定は、前項の規定により留置業務管理者が被留置者に対し物品の処分を求めた場合について準用する。

2 第百九十四条 留置業務管理者は、第百九一条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、被留置者に對し、その物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

- 2 一 保管に不便なものであるとき。
二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 第百九十五条 留置業務管理者は、第百九一条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品の差入人に對し、その引取りを求めるものとする。

- 2 一 被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
二 第四十五条第二項の規定は、前項の規定により留置業務管理者が被留置者に對し物品の処分を求めた場合について準用する。

2 第百九十六条 留置業務管理者は、第百九一条第三号に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに該当するときは、被留置者に交付することにより、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

- 2 一 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。

2 一 交付の相手方が被留置受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その被留置受刑者に交付することにより、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

- 2 一 差入人の相手方が被留置受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その被留置受刑者に交付することにより、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 一 自弁物品等以外の物品であるとき。
六 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。

- 2 一 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
五 自弁物品等以外の物品であるとき。

2 第百九十七条 第百九一条第三号に掲げる現金又は物品は、前項第一号から第四号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、留置業務管理者は、そ

の旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

前項に規定する現金又は物品について、第一項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公告した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、その留置施設の属する都道府県に帰属する。

第二項に規定する物品であつて、第一項第六号に該当するものについては、留置業務管理者は、前項の期間内でも、これを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。

第五百九十二条に掲げる現金又は物品であつて、第一項第五号又は第六号に該当するもの（同項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。）について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、留置業務管理者は、被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他の相当の処分を求めるものとする。

第六百九十五条の規定は、前項の規定により留置業務管理者が被留置者に対し物品の処分を求めた場合について準用する。

第七百九十三条に掲げる現金又は物品であつて、第一項各号のいずれにも該当しないものについて、被留置者がその交付を受けることを拒んだ場合には、留置業務管理者は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。（物品の引渡し及び領置）

第一百九十四条 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により被留置者が使用し、又は採取することができるものは、被留置者に引き渡す。
一 第百九十二条に掲げる物
二 第百九十三条に掲げる物品であつて、前項各号のいずれにも該当しないもの
三 第百九十二条に掲げる現金又は物品であつて、前項第一項各号のいずれにも該当しないもの（被留置者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。）
四 次に掲げる金品は、留置業務管理者が領置する。

一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により被留置者が使用し、又は採取することができるもの以外のもの

二 第百九十二条に掲げる現金であつて、前条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれにも該当しないもの（保管私物等）

三 留置業務管理者は、内閣府令で定めるところにより、保管私物（被留置者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第三項において準用する第四十八条第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び被留置者が受けた信書での保管するものをいう。以下この章において同じ。）の保管方法について、留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

四 留置業務管理者は、被留置者の保管私物（内閣府令で定めるものを除く。）の総量（次条において「保管総量」という。）が保管限度量（被留置者としての地位の別ごとに被留置者一人当たりについて保管することができる物品の量として留置業務管理者が定める量をいう。次条において同じ。）を超えるとき、又は被留置者について領置している物品（内閣府令で定めるものを除く。）の総量（次条において「領置総量」という。）が領置限度量（被留置者としての地位の別ごとに被留置者一人当たりについて領置することができる物品の量として留置業務管理者が定める量をいう。次条において同じ。）を超えるときは、当該被留置者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他の相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。

五 留置業務管理者は、内閣府令で定める第百三十三条に規定する第百三十三条に規定する文書図面に該当するものを除く。）について、他の者（その留置施設に留置されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

六 関係する文書図面に該当するものを除く。）により、留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあると認められる場合を除き、これを許すものとする。

七 被留置者が未決拘禁者である場合においては、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

八 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

九 被留置者が未決拘禁者である場合においては、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

十 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十一 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十二 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十三 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十四 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十五 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十六 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十七 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

十八 被留置者が被留置受刑者である場合においては、交付により、その改善更生に支障を生ずるおそれがあるとき。

置されている現金を使用することを申請した場合には、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 購入により、保管総量が保管限度量を超えた、又は領置総量が領置限度量を超えることとなるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合においては、刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。

三 被留置者が未決拘禁者である場合においては、刑事訴訟法の定めるところにより購入する自弁物品等の交付を受けることが許されないとき。

四 留置業務管理者は、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

五 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

六 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

七 留置業務管理者が委嘱する医師により、当該留置業務管理者が委嘱する医師によつて、健康診断を行わなければならない。留置施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

八 留置業務管理者は、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

九 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十 留置業務管理者は、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十一 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十二 留置業務管理者は、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十三 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十四 留置業務管理者は、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十五 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十六 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十七 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十八 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

十九 留置業務管理者は、被留置者に対し、おおむね一月につき二回、内閣府令で定めるところに該当する場合を除き、これを許すものとする。

五十三条第一項、第五十四条第一項及び第五十五条第三項中「国庫」とあるのは、「その留置施設の属する都道府県」と、第五十三条第二項及び第五十五条第二項中「刑事施設の長」とあるのは、「留置業務管理者」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは、「第二百五十五条第二項」と、第五十五条第二項中「第二百七十六条」とあるのは、「第二百三十九条」と読み替えるものとする。

第六節 保健衛生及び医療

一 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

二 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

三 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

四 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

五 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

六 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

七 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

八 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

九 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十一 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十二 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十三 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十四 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十五 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十六 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十七 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

十八 第五百九十九条 留置施設においては、被留置者の心身の状況を把握することに努め、被留置者の健康及び留置施設における留置の開始に際し、疾病、外傷等の有無その他の健康状態につき事情を聴取させなければならぬ。

に通院させ、やむを得ないときは被留置者を病院又は診療所に入院させることができる。
(指名医による診療)

第二百二条 留置業務管理者は、負傷し、又は疾患にかかっている被留置者が、当該留置業務管理者が委嘱する医師等以外の医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、留置施設に留置される前にその医師等による診療を受けたこととの他の事情に照らして、その被留置者の医療上適切であると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、留置施設内又は留置業務管理者が適当と認める病院若しくは診療所において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 留置業務管理者は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行なう医師等(以下この条において「指名医」という。)の診療方法を確認するため、又はその後にその被留置者に対して診療を行うため必要があるときは、留置業務に従事する職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、留置業務管理者が内閣府令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 留置業務管理者は、第一項の規定による診療を受けることを許す場合において、その指名医が、第二項の規定により留置業務管理者が行う措置に従わないとき、前項の規定により留置業務管理者が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。(調髪及びひげそり)

第二百三条 留置業務管理者は、被留置者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合は、内閣府令で定めるところにより、これを許すものとする。

(刑事施設に関する規定の準用)

第二百四条 第五十七条から第五十九条までの規定は被留置者について、第六十四条及び第六十五条の規定は留置業務管理者による被留置者に対する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条、第五十九条及び第七

六十四条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、第五十七条ただし書及び第五十九条中「刑事施設」とあるのは「留置施設」と、第六十四条中「刑事施設内」とあるのは「留置施設内」と、「第六十一条」とあるのは「第二百条内」と、「第六十二条」とあるのは「第六十二条」、「第六十五条第二項中「刑事施設の外」とあるのは「留置施設の外」と読み替えるものとする。

第七節 宗教上の行為

第二百五条 被留置者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

第八節 書籍等の閲覧

(自弁の書籍等の閲覧)

第二百六条 被留置者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第二百七条 留置業務管理者は、被留置者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一 留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二 被留置者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

三 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、被留置者にその費用を負担させることができるものとする。

四 留置業務に従事する職員の職務の執行妨げの行為をしてはならないこと。

五 自己又は他の被留置者の留置の確保を妨げること。

六 留置施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 留置施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

(留置業務管理者は、被留置者の反則行為を行った場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、内閣府令で定める自弁の書籍等(被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く)の措置)

第二百八条 留置業務管理者は、被留置者が反則行為を行った場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、内閣府令で定める自弁の書籍等(被告人若しくは被

覽を許さないことができる。

2 第百九十条第二項及び第三項の規定は、被留置者に対する前項の措置について準用する。

(刑事施設に関する規定の準用)

第二百九条 第七十二条第一項中「被収容者」とあるのは「被留置者」と、第七十二条第一項中「刑事施設の管理運営」とあるのは「留置施設の管理運営」と、第七十二条第二項中「第三十九条第二項」とあるのは「第八十五条」と、「刑事施設に」とあるのは「留置施設に」と読み替えるものとする。

2 第百九十三条第二項の規定は、前項の規定によるとする。

(第九節 規律及び秩序の維持)

第二百十条 留置施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の規定を達成するため執る措置は、被留置者の留置を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

2 第百八十八条第二項の規定は、前項の規定による女子の被留置者の身体及び着衣の検査について準用する。

3 留置担当官は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、留置施設内において、被留置者以外の者(弁護人等を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

2 第百八十九条第二項の規定は、前項の検査に及んではならない。

3 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

3 前二項のほか、留置業務管理者又はその指定する留置業務に従事する職員は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合に援助してはならないこと。

2 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

2 前二項のほか、留置業務管理者又はその指定する留置業務に従事する職員は、留置施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合に指示することができる。

2 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、防声具を使用することができる。この場合において、その被留置者が防声具を取り外し、又は損壊することを防ぐため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができます。

4 前二項に規定する場合において、留置業務管理者の命令を待つことまがないときは、留置担当官は、その命令を待たないで、拘束衣又は防声具（前項後段の規定により使用する捕縄又は手錠を含む）を使用することができます。この場合には、速やかに、その旨を留置業務管理者に報告しなければならない。

5 拘束衣及び防声具の使用の期間は、三時間とする。ただし、拘束衣の使用については、留置業務管理者は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができない。

6 留置業務管理者は、前項の期間中であっても、拘束衣又は防声具の使用の必要がなくなつたときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

7 被留置者に拘束衣若しくは防声具を使用し、又は拘束衣の使用の期間を更新した場合には、留置業務管理者は、速やかに、その被留置者の健康状態について、当該留置業務管理者が委嘱する医師の意見を聴かなければならぬ。

8 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の制式は、内閣府令で定める。

（保護室への収容）

第二百四十四条 留置担当官は、被留置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、留置業務管理者の命令により、その者を保護室に収容することができる。

一 自身を傷つけるおそれがあるとき。

二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 第七十九条第一項から第六項までの規定は、被留置者の保護室への収容について準用する。この場合において、同条第二項から第五項まで

の規定中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第二項中「刑務官」とあるのは「留置担当官」と、同条第五項中「刑事施設の職員である医師」とあるのは「当該留置業務管理者が委嘱する医師」と、同条第六項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二百十五条 留置業務管理者は、地震、火災その他災害に際し、留置施設内において避難の方法がないときは、被留置者を適当な場所に護送しなければならない。

2 前項の場合において、被留置者を護送することができないときは、留置業務管理者は、その者を留置施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、留置施設の外にある被留置者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。

3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、留置施設又は留置業務管理者が指定した場所に出頭しなければならない。

第十節 外部交通

第一款 面会

（面会の相手方）

第二百十六条

留置業務管理者は、被留置受刑者以外の被留置者に対し、他の者から面会の申出があつたときは、第二百二十八条第三項の規定により禁止される場合を除き、これを許さないときは、この限りでない。

第二百十七条

留置業務管理者は、被留置受刑者に対する面会が許されないときは、この限りでない。

（被留置受刑者の面会の相手方）

第二百十八条

留置業務管理者は、その指名する職員に、未決拘禁者の面会（弁護人等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることとする。

（弁護人等以外の者との面会の立会い等）

する者その他の面会により被留置受刑者の改善更生に支障を生ずるおそれがないと認めるとときは、これを許すことができる。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

イ 次条第五項の規定による制限に違反する行為

ロ 留置施設の規律及び秩序を害する行為

一 被留置者又は面会の相手方が次のイからハまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によって、留置業務に従事する職員が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ 留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

口 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

イ 暗号の使用その他の理由によって、留置業務に従事する職員が理解できないもの

ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ハ 留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

の規定中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第二項中「刑務官」とあるのは「留置担当官」と、同条第五項中「刑事施設の職員である医師」とあるのは「当該留置業務管理者が委嘱する医師」と、同条第六項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

第二百十五条 留置業務管理者は、地震、火災その他災害に際し、留置施設内において避難の方法がないときは、被留置者を適当な場所に護送しなければならない。

2 前項の場合において、被留置者を護送することができないときは、留置業務管理者は、その者を留置施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、留置施設の外に送されることができない場合も、同様とする。

3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、留置施設又は留置業務管理者が指定した場所に出頭しなければならない。

容を確認するため翻訳が必要であるときは、内閣府令で定めるところにより、その被留置者にその費用を負担させることができる。被留置者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を許さない。
第十一節 不服申立て
第一款 審査の申請及び再審査の申請
(審査の申請)
2 第二百二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。
一 第百八十七条又は第一百九十条第一項の規定による自弁の物品の使用又は摂取を許さないによる自弁の物品の使用又は摂取を許さない处分
二 第百九十条第二項(第二百八条第二項において準用する場合を含む)において準用する第一百五十三条の規定による物を都道府県に帰属させる处分
三 第百九十六条の規定による領置されている現金の使用又は第一百九十七条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない处分
四 第二百二条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止
五 第二百五条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限
六 第二百七条第一項若しくは第二百八条第一項の規定又は第二百九条において準用する第七十一条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限
七 第二百七条第二項の規定による費用を負担させる処分
八 第二百二十三条、第二百二十四条若しくは第二百二十五条第一項の規定又は第二百二十条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条並びに第五十条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第二百五十八条第三項及び第二百五十九条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
九 第二百二十六条第五項前段の規定による發受禁止信書等の引渡しをしない処分(同条第三項の規定による引渡しに係るものに限る。)
十 前条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分
2 前項の規定による審査の申請(以下この節において単に「審査の申請」という。)は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第一百五十七条第二項、第二百五十八条第二項及び第三項、第二百六十一条第一項及び第二項、第三十九条、第四十六条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六项、第二十六条、第二十七条、第三十九条並びに第五十条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第二百五十八条第三項及び第二百五十九条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第二款 事実の申告
(警察本部長に対する事実の申告)
2 第二百三十二条 被留置者は、自己に対する留置業務に従事する職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、その事實を申告することができる。
一 身体に対する違法な有形力の行使
二 違法又は不当な捕縛、手錠、拘束衣又は防音具の使用
三 違法又は不当な保護室への収容
2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

3 第二百三十三条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自分が受けた処遇について、書面で、警察本部長に対し、苦情の申出をすることができる。
第三款 苦情の申出
(警察本部長に対する苦情の申出)
2 第二百三十四条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者の措置その他自分が受けた処遇について、書面で、警察本部長に対し、苦情の申出について準用する。この場合において、第二百五十七条第二項及び第二百五十九条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
2 第二百三十五条 被留置者は、自己に対する留置業務管理者が前条第一項に規定する苦情の申出について、同条第三項中「刑事施設の職員」とあるのは「内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。
2 第二百三十六条 被留置者は、前条第三項において準用する第二百五十四条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、公安委員会に対し、前条第一項に規定する事実を申告することができる。

2 前項の規定による申告は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。
第四款 雜則
(秘密申立て)
2 第二百三十六条 留置業務管理者は、被留置者が、審査の申請等(審査の申請、再審査の申請

又は第二百三十二条第一項若しくは第二百三十三条第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は警察本部長若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を留置業務に従事する職員に秘密にすることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 第二百二十二条の規定にかかるように、必要な措置を講じなければならない。

申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第二百三十七条 留置業務に従事する職員は、被留置者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

第十二節 秧放

第二百三十八条 第百七十二条から第百七十三条までの規定は被留置者の秧放について、第一百七十五条の規定は秧放される被留置者について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七十二条号及び第四号中「刑事施設」とあるのは、「留置施設」と読み替えるものとする。

第二百三十九条 留置業務管理者は、被留置者が死亡した場合には、内閣府令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は発受禁止信書等があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。

第十四節 法務大臣との協議

第二百四十条 内閣総理大臣は、被勾留者及び受刑者の処遇の齊一を図るため、被勾留者である被留置者及び被留置受刑者の処遇に関する内閣府令を制定し、又は改廃するに当たっては、法務大臣と協議するものとする。

第四章 海上保安留置施設における海上保安被留置者の処遇

第一節 留置の開始 (留置開始時の告知)

第二百四十二条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、その海上保安留置施設における留置の開始に際し、海上保安被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。

二 第二百五十条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項

第三	保健衛生及び医療に関する事項
四	宗教上の行為に関する事項
五	書籍等の閲覧に関する事項
六	第二百六十二条第一項に規定する遵守事項
七	面会及び信書の発受に関する事項
八	審査の申請を行うことができる措置、審査の申請をすべき行政庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項
九	第二百七十七条第一項の規定による申告を行ふことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項
十	苦情の申出に関する事項
十一	前項の規定による告知は、国土交通省令で定めるところにより、書面で行う。
十二	(識別のための身体検査)

第二百四十二条 海上保安留置担当官は、海上保安被留置者について、その海上保安留置施設における留置の開始に際し、その者の識別のために必要な限度で、その身体を検査することができる。その後必要が生じたときも、同様とする。

2 女子の海上保安被留置者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の海上保安留置担当官がこれをわななければならぬ。ただし、女子の海上保安留置担当官がその検査を行うことができない場合には、男子の海上保安留置担当官が海上保安留置業務管理者の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。

第二節 処遇の態様

第二百四十三条 海上保安被留置者の処遇 (運動、入浴又は面会の場合その他の国土交通省令で定める場合における処遇を除く。)

2 未決拘禁者は、海上保安留置施設に留置されるものに限る。(以下この章において同じ。)は、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、居室において単独の留置をしないことができる。

3 未決拘禁者は、前項に規定する場合でなければ、居室外においても、相互に接触させてはならない。

三	他の起居動作をすべき時間帯を定め、これを海上保安被留置者に告知するものとする。
四	海上保安留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
五	一 海上保安被留置者に交付することによりその相手方が未決拘禁者である場合において、交付の相手方が未決拘禁者である場合において、民事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
六	二 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、民事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
七	三 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
八	四 自弁物品等以外の物品であるとき。
九	五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。
十	六 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号から第三号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、海上保安留置業務管理者は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。
十一	七 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号から第三号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、海上保安留置業務管理者は、前項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公報した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。
十二	八 第二項に規定する物品であつて、第一項第五号に該当するものについては、海上保安留置業務管理者は、前項の期間内でもこれを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。
十三	九 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第四号又は第五号に該当するもの(同項第一号から第三号までのいずれかに該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないとき、若しくはその引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

第二百四十三条 海上保安被留置者に付する現金及び物品(信書を除く。次号において同じ。)であつて、同号に掲げる現金及び物品以外のもの(海上保安留置業務管理者から支給された物品を除く。)

2 海上保安被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として海上保安留置業務管理者が指定する室をいう。(以下この条及び第二百六十四条において同じ。)外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

(留置時の所持物品等の処分)

第二百四十七条 海上保安留置業務管理者は、前条第一号又は第二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当するときは、海上保安被留置者に付する現金及び物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

一 保管に不便なものであるとき。

二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。

三 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。

2 第四十五条第二項の規定は、前項の規定によつて、その海上保安留置業務管理者が海上保安被留置者に対し物品の処分を求めた場合について準用する。

四	の各号のいずれかに該当するときは、その現金又は物品の差入人に對し、その引取りを求めるものとする。
五	一 海上保安被留置者に交付することによりその相手方が未決拘禁者である場合において、交付の相手方が未決拘禁者である場合において、民事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
六	二 交付の相手方が未決拘禁者である場合において、民事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けることが許されない物品であるとき。
七	三 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
八	四 自弁物品等以外の物品であるとき。
九	五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品であるとき。
十	六 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、前項第一号から第三号までのいずれかに該当するものについて、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることができないときは、海上保安留置業務管理者は、前項の規定による引取りを求め、又は前項の規定により公報した日から起算して六月を経過する日までに差入人がその現金又は物品の引取りをしないときは、その現金又は物品は、国庫に帰属する。
十一	七 第二項に規定する物品であつて、第一項第五号に該当するものについては、海上保安留置業務管理者は、前項の期間内でもこれを売却してその代金を保管することができる。ただし、売却できないものは、廃棄することができる。
十二	八 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第四号又は第五号に該当するもの(同項第一号から第三号までのいずれかに該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。
十三	九 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品であつて、第一項第四号又は第五号に該当するもの(同項第一号から第三号までのいずれかに該当するものを除く。)について、差入人の所在が明らかでないため同項の規定による引取りを求めることが相当でないとき、又は差入人がその引取りを拒んだときは、海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めるものとする。

に対し物品の処分を求めた場合について準用する。

7 第二百四十六条第三号に掲げる現金又は物品その他の地位の別ごとに海上保安被留置者として海上保安留置業務管理者は、差入人に対し、その引取りを求めるものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。(物品の引渡し及び領置)

第二百四十九条 次に掲げる物品のうち、この法律の規定により海上保安被留置者が使用し、又は譲取することができるものは、海上保安被留置者に引き渡す。

一 第二百四十六条第一号又は第二号に掲げる物品であつて、第二百四十七条第一項各号のいずれにも該当しないもの

二 第二百四十六条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの(海上保安被留置者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。)

三 次に掲げる金品は、海上保安留置業務管理者が領置する。

一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により海上保安被留置者が使用し、又は譲取することができるもの以外のもの

二 第二百四十六条各号に掲げる現金であつて、前条第一項第一号又は第三号のいずれにも該当しないもの

三 上記の現金の額の現金の使用を許すものとし、自弁物品等を購入するための現金の使用の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（保管私物等）

第二百五十条 海上保安留置業務管理者は、国土交通省令で定めるところにより、保管私物(海上保安被留置者が前条第一項の規定により引渡しを受けた保管する物品を含む)及び海上保安被留置者が受けた信書でその保管するものをいう。以下この章において同じ。)の保管方法について、海上保安留置施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者の保管私物(国土交通省令で定めるものを除く。)の総量(次条において「保管総量」といふ。)が保管限度量(海上保安被留置者としての地位の別ごとに海上保安被留置者一人当たりの量として海上保安留置業務管理者が定める量をいう。)次に掲げる量を除く。)について保管することができる。

（保管私物等）

第二百五十二条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し物品の処分を求めた場合について、第四十五条第二項の規定は前項の規定により海上保安被留置者の保管私物について、同条第五項の規定は海上保安被留置者に係る領置物品について、それぞれ準用する。この場合において、これららの規定中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と読み替えるものとする。

（領置金の使用）

第二百五十三条 第五百一条の規定は海上保安留置業務管理者による差入れ等に関する制限について、第五十五条の規定は海上保安被留置者の遺留物(海上保安留置施設に遺留した金品をいう。)及び第五十二条の規定は海上保安被留置者の遺留物(海上保安留置施設に遺留した金品をいう。)について、それぞれ準用する。この場合において、この規定中「この節」とあるのは、「第四章第五節」と、同条及び第五十五条第一項中「法務省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第五十二条中「被收容者」とあるのは、「海上保安被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の管

理運営」とあるのは、「海上保安留置施設の管理運営」と、第五十三条第二項及び第五十五条第二項中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは、「第二百六十三条第二項」と、第五十五条第二項及び第五十二条中「被收容者」とあるのは、「海上保安被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の外」の規定による健康診断又は第六十二条とあるのは、「第二百五十六条において準用する第二百一十条」と、第六十五条第二項中「刑事施設の外」と、第二百八十五条において同じ。)について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条中「この節」とあるのは、「第四章第五節」と、同条及び第五十五条第一項中「法務省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第五十二条中「被收容者」とあるのは、「海上保安被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の管

(信書の発信に該当するものを除く。)を申請した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを許すものとする。

一 交付(その相手方が親族であるものを除く。)により、海上保安留置施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

二 海上保安被留置者が未決拘禁者である場合において、刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

(刑事施設に関する規定の準用)

第二百五十三条 第五百一条の規定は海上保安留置業務管理者による差入れ等に関する制限について、第五十五条の規定は海上保安被留置者の遺留物(海上保安留置施設に遺留した金品をいう。)及び第五十二条の規定は海上保安被留置者の遺留物(海上保安留置施設に遺留した金品をいう。)について、それぞれ準用する。この場合において、この規定中「この節」とあるのは、「第四章第五節」と、同条及び第五十五条第一項中「法務省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第五十二条中「被收容者」とあるのは、「海上保安被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の管

理運営」とあるのは、「海上保安留置施設の管理運営」と、第五十三条第二項及び第五十五条第二項中「刑事施設の長」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」と、第五十四条第一項第二号中「第八十三条第二項」とあるのは、「第二百六十三条第二項」と、第五十五条第二項及び第五十二条中「被收容者」とあるのは、「海上保安被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の外」の規定による健康診断又は第六十二条とあるのは、「第二百五十六条において準用する第二百一十条」と、第六十五条第二項中「刑事施設の外」と、第二百八十五条において同じ。)について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条中「この節」とあるのは、「第四章第五節」と、同条及び第五十五条第一項中「法務省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第五十二条中「被收容者」とあるのは、「海上保安被留置者」と、第五十一条中「刑事施設の管

理運営」とあるのは、「海上保安留置施設の管理運営」とあるのは、「海上保安留置業務管理者」とあるのは、「海上保安留置施設に従事する職員」とあるのは、「海上保安留置担当官」と、第二百条第一項中「留置業務に従事する職員」とあるのは、「海上保安留置担当官」と読み替えるものとする。

(第七節 宗教上の行為)

第二百五十七条 海上保安被留置者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、海上保安留置施設の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(運動)

第二百五十五条 海上保安被留置者には、国土交通省令で定めるところにより、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならぬ。

(保健衛生及び医療の原則)

第二百五十六条 海上保安留置施設においては、海上保安被留置者の心身の状況を把握することに努め、海上保安被留置者の健康及び海上保安留置施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生及び医療上の措置を講ずるものとする。

(運動)

第二百五十五条 海上保安被留置者には、国土交通省令で定めるところにより、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。

定めるところにより信書の発受が許されないと
きは、この限りでない。

(信書の検査)

第二百七十条 海上保安留置業務管理者は、海上保安留置担当官に、未決拘禁者が発受する信書について、検査を行わせるものとする。

2 海上保安留置業務管理者は、海上保安留置施設の規律及び秩序の維持その他の理由により必要があると認める場合には、海上保安留置担当官に、未決拘禁者以外の海上保安被留置者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するため必要な限度において行うものとする。ただし、第一号ハ及び第二号ロに掲げる信書について、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 海上保安被留置者が次に掲げる者から受けたる信書

イ 弁護人等

ハ 国又は地方公共団体の機関

ハ自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自分が受けた待遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士(弁護士法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ)。

二 未決拘禁者以外の海上保安被留置者が次に掲げる者に対して発する信書

イ 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自分が受けた待遇に関し調査を行なう国又は地方公共団体の機関

口 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自分が受けた待遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(信書の内容による差止め等)

第二百七十二条 海上保安留置業務管理者は、前条の規定による検査の結果、海上保安被留置者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる。同条第三項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当

することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

2 暗号の使用その他の理由によって、海上保安留置担当官が理解できない内容のものであるとき。

3 次に掲げる信書については、前二項の検査は、これらの信書に該当することを確認するため必要な限度において行うものとする。ただし、第一号ハ及び第二号ロに掲げる信書について、海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果又は未決拘禁者について罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 海上保安被留置者が次に掲げる者から受けたる信書

イ 弁護人等

ハ自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自分が受けた待遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士(弁護士法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を含む。以下この款において同じ)。

二 未決拘禁者以外の海上保安被留置者が次に掲げる者に対して発する信書

イ 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自分が受けた待遇に関し調査を行なう国又は地方公共団体の機関

口 自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自分が受けた待遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第二百七十二条 海上保安留置業務管理者は、前条の規定による検査の結果、海上保安被留置者が発受する信書を、前条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとす

ることを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又は禁止した場合にはその禁止した部分を抹消するものとする。

2 海上保安留置業務管理者は、前条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製(以下この章において「発受禁止信書等」という。)をその者に引き渡すものとする。

4 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者が死亡した場合には、国土交通省令で定める遺族その他の者をいう。第二百八十五条において同じ。)に対し、その申請に基づき、発受禁止信書等を引き渡すものとする。

5 前二項の規定にかかるらず、発受禁止信書等の引渡しにより海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。次に掲げる場合において、その引渡しにより海上保安留置施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときも、同様とする。

6 前項の規定にかかるらず、海上保安被留置者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び海上保安被留置者が弁護士との間で発受する信書であつてその海上保安被留置者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

7 第五項の規定により引き渡さないこととした発受禁止信書等は、海上保安被留置者の釈放若しくは死亡の日又は海上保安被留置者が前項において適用する第五十四条第一項一号若しくは第二号のいずれかに該当したこととなつた日から起算して三年を経過した日に、国庫に帰属する。

2 海上保安留置業務管理者は、前条の規定により信書の申請及び再審査の申請(審査の申請)

3 海上保安被留置者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を許さない。

第二百七十五条 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、その海上保安留置施設の所在地(当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地)を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

1 第二百四十五条において準用する第二百八十一条の規定による诊疗を受けたる現金の使用又は第二百五十二条の規定による诊疗を受けたる現金の交換を許さない处分

2 第二百五十五条において準用する第二百二十九条の規定による诊疗を受けたる現金の使用又は第二百五十二条の規定による诊疗を受けたる現金の交換を許さない处分又は第二百五十六条において準用する第二百二十二条第四項の規定による诊疗の

章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条 第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十七条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第一百四十二条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十四条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年六月一一日法律第六〇号）

この法律は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされた場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものを取り消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例にほか、この法律の施行に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五

条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月二八日法律第四十七条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることによる。

四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一中少年鑑別所法第三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日
一 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法第七編中第四百七十一条の前に草名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に草名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百三十八号）。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する裁判権の行使に関する規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二年法律第二百六十五号）。以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊に対する裁判権の行使に関する規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百

八十四条を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く)、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八十三条第三項、第一百三十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六十条の十一の項の改正規定(「第二百七十八条の二第一項」を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る)、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条规定等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十九条第七項の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日四及び五略

定、附則第三十二条中少年鑑別所法第二十五条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う調整規定等）

第二十八条 第三号施行日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の規定の適用については、同条中「第九十八条の二、第九十八条の十七第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四項、第九十八条の二十第五項（第二号に係る部分に限る。）第九十八条の二十一第三項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第十九十八条の二」とする。

第二十九条 第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百九十三条第二項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法等一部改正法施行日前にした行為に対する罰則等一部改正法施行日前にした行為に対する罰則の規定の適用についても、同様とする。（罰則に関する経過措置）

第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄
（施行期日）

条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十二条、第十二条及び第十三条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。